

淀江保育園跡地芝生化事業実施要項

1. 事業の概要及び効果

本事業は、地域のコミュニティ活動の場の提供及び発展を目的とし、淀江保育園跡地（以下、「保育園跡地」という。）の芝生化を行う。

事業の効果としては、成長力が強く、耐久性に優れ、葉が柔らかく手触りが柔らかい西洋芝（ティフトン）により芝生化することによって、地域住民の憩いの場の提供ができるほか、保育園跡地を利用する者の足への衝撃が少なくケガの防止、日光の照り返しが少なく保育園跡地の温度上昇抑制などが期待できる。

2. 事業者が行う委託業務

保育園跡地芝生化事業を行う事業者（以下「事業者」という。）は以下の業務を行うこと。

（1）保育園跡地の芝生化の施工

ア）保育園跡地の芝生化を行う場所は淀江保育園跡地とし面積は約 5,400 m²であるが米子市及び地域住民等との協議によって面積の調整がされる場合がある。

また、予算の範囲内で実施するものとする。

イ）芝生化の実施については、保育園跡地の使用制限期間を可能な限り少なくするため、土壌等の施工条件が良好であれば使用制限期間が2週間程度で済むロール芝を基本とする。

（2）保育園跡地の芝生が定着するまでの維持管理

ア）除草、芝生の刈り込みは適宜行い、常に保育園跡地を運動等に適した状態にすること。また、日光が十分にあたり芝生の生育に適した状態を保つこと。

イ）芝生への散水については週1回程度を基本とするが、いずれも天候や乾燥状況に応じて適宜調整すること。

ウ）芝生への施肥については月1回程を基本とするが、芝生の育成状況に応じて適宜調整すること。

エ）芝生の管理については農薬を使用しないこと。

オ）芝生が剥がれ裸地になるなど補修が必要となった場合には、適宜補修すること。

カ）事業者主催で除草をイベントとして行うことができる。その場合、米子市は広報、告知について協力する。

（3）散水設備の設置

ア）芝生の管理設備として手押し井戸1か所を設置し、当該設備からの排水については市道の排水路まで接続を行うこと。また、設置に必要な手続きについても行うこと。

イ）散水設備の水源については経済性を考慮し、地下水を活用すること。

（4）芝生の管理方法の引継ぎ

- ア) 事業者は芝生の管理に必要な事項等をまとめたマニュアルを作成すること。
- イ) 事業者は上記アにより作成したマニュアルをもとに、委託期間満了後に芝生の管理を行う地元団体に芝生の管理等について引継ぎを行うこと。

3. 管理の基準

事業者は以下の基準により保育園跡地芝生化事業を適正に行うこと。

(1) 基本方針

- ア) 事業者は自らの創意工夫を活かし、保育園跡地の芝生化の施工、芝生が定着するまでの維持管理、芝生の活用事業を実施し、利用者の健康増進、地域コミュニティの発展に資する事業内容とすること。

また、事業の目的を達成できる限り、経費面についても最小で行えるよう効率的な事業実施を行うこと。

- イ) 事業者は保育園跡地が地域に開放された公の場としての性格を有することを十分認識し、地域のコミュニティ活動の支障とならないよう留意するとともに、保育園跡地の利用者にとって快適な環境を確保すること。

- ウ) 事業者は保育園跡地芝生化事業の趣旨に沿った魅力ある利用者の健康増進等に資する保育園跡地の活用事業を実施すること。

また、保育園跡地の活用事業を実施する場合には、事前にその内容を米子市と協議の上行わなければならない。

(2) 保育園跡地芝生化事業の実施体制

- ア) 事業者は保育園跡地芝生化事業に従事する人員（以下「事業従事者」という。）を適正に配置し、事業実施に必要な体制を整備すること。

また、事業従事者から総括責任者を1名指定すること。

- イ) 事業者は事業従事者の名簿を米子市に提出すること。人員の異動が生じた場合も、同様とする。

- ウ) 事業者は事業従事者に対して事業実施を行うために必要な研修を実施し、防犯対策、防災対策等の利用者の安全対策について十分に指導、訓練すること。

- エ) 事業者は保育園跡地芝生化事業の業務に関して事故（人身事故、施設等の破損事故等をいう。）が生じたときは、直ちにその旨を米子市に報告し、その処理方法について米子市と協議すること。

- オ) 事業者は保育園跡地芝生化事業の業務に関して生じた事業従事者の災害について、全ての責任を負うこととし、理由のいかんを問わず、米子市は、何らの責任を負わないものとする。

- カ) 事業者及び事業従事者は保育園跡地芝生化事業の業務の処理において知り得た米子市の行政上の事項その他保育園跡地芝生化事業の業務処理に関する一切の事項を第三者に漏らしてはならない。事業期間の終了後も同様とする。

(3) その他

- ア) 事業者は、除草のための機械等、保育園跡地にその所有に係る備品を備え付け

ようとする場合は、あらかじめ米子市に協議すること。

イ) 事業者は保育園跡地芝生化事業の業務処理に関して別に会計を設け、経理を明確にしておかなければならない。

ウ) 事業者は、令和6年度末までに、保育園跡地芝生化事業の業務に関する事業報告書及び収支決算書を作成し、米子市に提出すること。

エ) 事業者は保育園跡地芝生化事業の業務処理を第三者に請け負わせ、又は委託してはならない。ただし、あらかじめ米子市の承認を受けた業務については、この限りでない。

4. 保育園跡地芝生化事業に必要な経費

保育園跡地芝生化に必要な経費は米子市からの委託料によって賄うものとする。なお、経費の額及び支払い方法は事業者が提出する事業計画書及び収支予算書に基づき、米子市と受託した事業者が協議し、双方で締結する契約において定める。

5. 保育園跡地の芝生化事業の委託期間

保育園跡地の芝生化事業の委託期間は、その準備期間も含めて契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

6. その他の条件

(1) 保育園跡地芝生化事業に使用する芝生は、米子市内において生産されたものを使用すること。

(2) 保育園跡地芝生化事業に使用する芝生の種類は、耐久性に優れた西洋芝のティフトンなど、公園に適した芝生を使用すること。

7. 事業者の参加資格等

(1) 事業者の資格

保育園跡地芝生化事業の事業者となれる者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）でなければならない。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する法人等は、事業者となることができない。

ア) 破産手続きの決定を受けて復権を得ない者

イ) 当該法人等における無限責任者、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

① 破産手続きの開始の決定を受けて復権を得ない者

② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

③ 公務員であった者であって、懲戒免職の処理を受け、その処分の日から2年を経過しないもの

④ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第

77号)第2条第6号に規定する動力団員をいう。オ)において同じ。)

- ⑤ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者

(2) 複数の法人等による応募

保育園跡地芝生化事業の業務を効果的かつ効率的に行うために必要な場合は、複数の法人等(以下「グループ」という。)が共同して応募することができる。この場合においては、次に掲げる事項に留意すること。

ア) グループの構成団体を特定し、グループの名称及びグループ内で代表となる法人等を定めること。

イ) 単独で応募した法人等は、グループの構成団体として応募することができないこと。

ウ) 複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできないこと。

8. 参加表明書(兼参加資格審査申請書)等の提出

参加事業者は、次に定めるところにより参加表明書等を提出すること。応募に関する一切の費用は、応募者の負担とする。

(1) 提出日時

令和6年10月31日(木)から同年11月5日(火)午後5時まで

(2) 提出書類

ア) 参加表明書(兼参加資格審査申請書)(様式第1号)

イ) 様式第2号に記載する添付書類

(3) 提出先

米子市淀江町西原1129番地1

米子市淀江支所淀江振興課

(4) 提出方法

参加表明書は、直接持参するものとし、それ以外の方法による提出は、認めない。

9. 参加辞退

参加表明書(兼参加資格審査申請書)等の提出の後、この公募への参加を辞退しようとするときは、参加辞退届出書(様式第3号)を市に提出すること。

10. 事務局・事業担当課

〒689-3492

米子市淀江町西原1129番地1

米子市総合政策部淀江振興本部淀江振興課 振興担当

電話：0859-56-3164

メールアドレス：yodomachi@city.yonago.lg.jp

11. 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

応募者からの提案書類（参加表明書類を含む）の内容をもとに、事業の実施方針、本事業における使用器具、施行体制、維持管理体制、環境・安全性への配慮、提案内容の見積金額などの観点から総合的に審査を行い、優秀提案者を選定する。ただし、全ての応募者について、評価の得点が、合計得点の5割（最低基準点）に満たない場合、優秀提案者を選定しないことがある。なお、優秀提案者が複数いる場合は、書類審査後に行うプレゼンテーションにより最優秀提案者を決めるものとする。審査終了時点で優秀提案者が1者である場合は、その者を最優秀提案者とし、プレゼンテーションを求めないこととする。

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションは、提出した提案書の内容を具体的に説明すること。
- ② プレゼンテーションの出席者はグループから5名以内とする。
- ③ 応募者は提案書をもとに30分を上限に口頭によるプレゼンテーションを行う。
その後、質疑応答を行う。
- ④ プレゼンテーションは、事前に提出した資料を用いて行うこと。
- ⑤ プレゼンテーション審査の日時、場所等は、参加表明書兼誓約書提出後に電子メールで通知する。
- ⑥ プレゼンテーションの際、応募者は必要に応じて、本市が用意したプロジェクター及びスクリーンを使用することができるが、パソコン等は提案者が用意する。

(3) 審査結果の通知

- ① 審査結果は、提案者に文書で通知し、電話等による問合せには応じない。
- ② 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- ③ 審査結果は、本市のホームページに掲載する。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合
- ② 提案書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 本募集要項に違反すると認められる場合

12. その他

保育園跡地芝生化事業の内容について疑義が生じた事項は、その都度、米子市と事業者で協議して定める。

〈位置図〉



〈芝生化する場所及び手押し井戸のさく井場所〉



淀江保育園跡地芝生化事業 (様 式 集)

様式第 1 号	参加表明書（兼参加資格審査申請書）	1
様式第 2 号	経営状況調査表	2
様式第 3 号	参加辞退届出書	3
様式第 4 号	役員等調書兼照会承諾書	4

様 式 第 1 号

年 月 日

参加表明書（兼参加資格審査申請書）

米子市長 伊 木 隆 司 様

参加者 商号又は名称

所在地

役職名

氏 名

⑩

担当者 氏 名

所 属

所 在 地

電 話

F A X

Eメール

淀江保育園跡地芝生化事業実施要項に基づき、公募に参加することを表明するとともに、参加資格の審査を下記の添付書類を添えて申請します。

なお、この書類及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

■ 添付書類

- (1) 会社概要（会社の沿革及び組織を記載した書類＊PR用パンフレットでも可）
- (2) 経営状況調査表（様式第2号）

様式第2号

経営状況調査表

① 営業年数	創業 年 月（ ）年		
② 売上額	直前決算 年 月 日～ 年 月 日 1年間		千円
③ 従業員数	業務従事者	その他	合　計
	人	人	人
④ 資本金	千円 ※商業登記簿記載のもの		

様 式 第 3 号

年 月 日

参 加 辞 退 届 出 書

米子市長 伊 木 隆 司 様

参加者 商号又は名称

所在地

役職名

氏 名



担当者 氏 名

所 属

所 在 地

電 話

F A X

E メール

淀江保育園跡地芝生化事業実施要項に基づき、参加表明書兼参加資格審査申請書等を提出しましたが、参加を辞退しますので、届け出ます。

役員等調書兼照会承諾書

年 月 日

米子市長 伊 木 隆 司 様

(届出者)

所 在 地

商号又は名称

職・氏名

印

次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、米子市の行政事務からの暴力団等の排除を目的として鳥取県米子警察署に照会されることを承諾します。

役職等	氏 名	よみがな	生年月日

【注意事項】

- 1 役員等（当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人）の氏名、生年月日等を記載してください。
- 2 提出された氏名、生年月日等の個人情報、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者ではないことの確認のために利用します。
- 3 この名簿は、2の確認のために使用し、それ以外の目的には使用しません。